

交第1号議案

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「3,000,000円」を「5,000,000円」に改める。
。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決を要する金額を引き上げるため、横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市交通事業の設置等に関する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第7条 交通事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

（第1号省略）

(2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定

（ア省略）

イ 交通事故以外によるもの $\frac{5,000,000 \text{ 円}}{3,000,000 \text{ 円}}$

（第3号省略）